

記載例

【届出に必要なもの】

- ▶離婚の際に称していた氏を称する届書1通
- ▶運転免許証または個人番号カード等
(本人確認のため)

※婚姻中の氏をそのまま使うときはこちらの「**離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)**」を離婚届と同時に離婚年月日の3か月以内に提出してください。
※記載内容に修正の必要が生じた場合、本人(夫婦のうち、婚姻時に氏が変わった方)しか修正できないのでご注意ください。

届出をする日を記入。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和 8 年 4 月 1 日 届出

長 殿

受 理 第	令
通 知 (送 付) 第	令
書 類 調 査 戸 籍	

(3)本籍

現在の本籍を記入してください。
▶筆頭者氏名は、戸籍のはじめに記載されている方の氏名を記入してください。
▶離婚届とともに届出るときは、離婚前の本籍と筆頭者を記入してください。

変更前、変更後の氏

▶離婚届と同時に提出する場合は、同じ氏を記入することとなります。

(5)離婚年月日

離婚の成立日を記入してください。
▶協議離婚の場合
離婚届の提出日
▶調停・和解の場合
成立年月日
▶審判・裁判の場合
確定年月日

(6)離婚の際に称していた氏を称した後の本籍

①離婚届と同時に提出される場合、この届出により、新本籍を編成することになりますので、希望する本籍を書いてください。
②離婚届と同時にない場合は役場町民課へおたずねください。

(フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) ヤズ 氏 ミチコ 名	昭和〇〇年 〇月 〇日生
(1)	八頭	道子
住 所	鳥取県 八頭郡 八頭町 船岡 539 番地	
(2)	やずハイツ105号	
(住民登録をして いるところ)		
本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 鳥取県 八頭郡 八頭町 北山 63 番地 番 1	
(3)	筆頭者の氏名 八頭 太郎	
(フリガナ) 氏	変更前 (現在称している氏) 八頭	変更後 (離婚の際称していた氏) ヤズ 八頭
(4)		
離婚年月日	令和 8 年 4 月 1 日	
(5)		
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 鳥取県 八頭郡 八頭町 郡家 493 番地 番	
(6)	筆頭者の氏名 八頭 道子	
そ の 他		
(7)		
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	八頭 道子 印	
(8)		

※押印は任意です。

日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先
電話(090)△△△△-××××番
自宅・勤務先・呼出 方

※注意事項

この届出をした後、婚姻前の氏への変更を希望されるときは、家庭裁判所で氏変更の許可が必要です。許可されるかどうかは、家庭裁判所の判断になります。

◎ご不明な点はお問い合わせください。
八頭町役場 町民課
電話:0858-76-0211